

昭和36年5月8日



122号

足立区の知らせ

足立区役所

発行
足立区千住1の50
東京都足立区役所
湯浅孝治
編集
総務課総務係
電話03代表2151
安藤義雄
印刷
株式 巧文社(織田)

町の善行者を褒賞

〓 明るい町づくりに区長から〓

去る四月二十一日明るい町づくりに入知れず努力した町の善行者に岡崎区長から記念品を贈りました。

名の方が褒賞をうけました。
磯貝房子さん(17才) 事務員
五反野南町一七九三
中林栄子さん(17才) 事務員
千住二丁目一八

暗い事件や悪い報せはかくしても伝わりませんが、よい行い、明るい話題はなかなか人に知られません。しかしこの隠れた善行者を褒賞して明るい町づくりの一助としたいと区では、町から善行者の推せんをお待ちしています。

今回学校長や町の方々から推せんされた方のうち次の六人

二人共都立足立高校定時制に通うかたわら、昨年二月から毎週土曜日の午後「区立健全の家」の子供たちのためにソロバンを教えてくれています。この気持のやさしいおねえさんたちを、施設の子供は非常にしづめています。二人もまた、薄給の中から費用



を出し合い、子供を都内見物に連れていったり、友愛にしたい子供たちの心の灯となつていきます。

太田正弘君(14才) 11中2年
四ツ家町一七一

母と兄弟の四人暮らしで家計を助けるため新聞配達のアアルバイトをしています。去る二月十一日早朝、新聞配達途中、三人組の強盗を見つけたパトカーに連絡したので犯人は三十分後にスピード逮捕することが出来ました。

水落益枝さん(37才) 主婦
栗原町一六九七

ご自分のお子さんをはじめ自宅付近の子供たちが約一キロ離れた区立栗原小学校に通っていますが、途中の東武線無人踏切りは事故が多く、学童事故防止のために、昨年四月から毎日集団登校を指導して児童たちの安全をはかっています。

吉野恵子ちゃん(9才)

下谷中町四九(東洲江小四年) 近所に住む身体の不自由なお友達を、入学以来一日もかゝらず学校の送り迎えをしてやっています。二年生までは机を並べて面倒をみ、また、先生と父兄との連絡までしてあげ、遠足の時など常に手を引いてその友愛は涙ぐましいものがありました。
白井輝子さん(20才)

国民年金保険料の

納入が始まりました

四月一日からきよ出制国民年金が始まり保険料を納入していただくことになりました。

老後の幸せのためのこの国民年金を育ててゆきましよう。保険料は次のようにして納めて下さい。

◎保険料は、満20才から満34才までは月額百円満35才からは月額百五十円です。

◎納める方法は、区役所又は出張所の窓口で買った国民年金印紙を国民年金手帳にはつて、消印(検認)をしてもらうスタンプ方式です。国民年金印紙を手帳にはつただけでは納めたことになりませんから、必ず区役所又は出張所の窓口で消印(検認)をしてもらってください。

◎保険料の納期は、四月から六月までの分は七月末日、七月から九月までの分は十月末日、十月から十二月までの分は一月末日、一月から三月までは四月末日です。

新田二丁目四(鮮魚販売業)

去る三十四年亡くなつた父親に代つて一家の柱となり、母親を助けながら幼い弟妹七人の面倒をみています。朝早くから千住の魚河岸へ仕入れに出かけ、一日中休みなく働いているので町内では、模範とされています。

(写真は区長から記念品を贈られる町の善行者)

この分は四月末日となつております。

◎保険料は、印紙納入の場合は毎月でも、又数カ月、数年というようにまとめて納めることもできますが、この場合は割引されません。しかし印紙納入の割引については目下検討されております。

◎現金で納める場合は、一年以上九年までは一年・三年・五年というように年単位で、十年以上の場合は全期間の分をまとめて納めることができます。この場合、納める期間に応じて割引されます。

◎保険料がどうしても納められない人には、保険料免除の制度があります。病気その他の理由で保険料が納められない人は、その事情を申し出てください。それが認められれば納めなくてもよいこととなります。ただし、四十九才以下の任意加入者は免除制度は適用されません。

◎保険料の免除期間が過ぎた後で、経済的に余裕ができた場合は免除期間の分については十年前までさかのぼって保険料を納めることができます。それによって年金額も増加しますから有利になります。

お問い合わせは

足立区役所国民年金課
(03)二五二(一)及各出張所

昭和36年度予算きまる

億 千 百
一般会計総額 1 7 8 7 5 4 万円

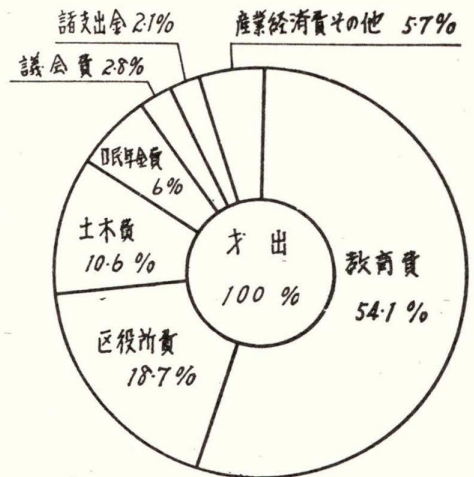
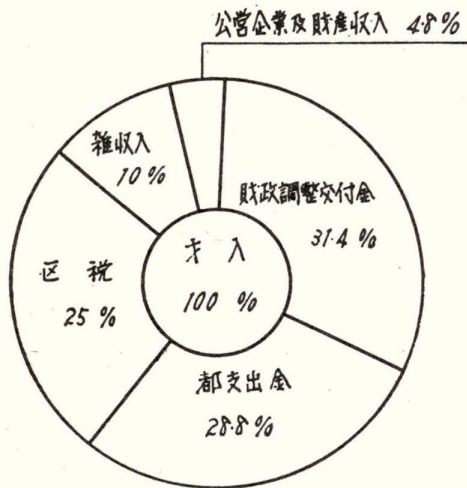
昭和三十六年度予算が三月二十二日の第一回定例区議会で議決になりました。その規模は、一般会計当初予算、十一億三千九百六十七万五千四百八十一円、第一次同時追加予算六億一、八三二万六、八四一円、第二次同時追加更正予算六、五二四万八、二九八円、合計 十七億八、七五四万二、六五五円、国民健康保険事業会計当初予算、三億三、五七〇万七千七百五十五円、質屋事業会計当初予算二、八八九万三、六七四円で予算総額二億五、二一三万七、一〇四円となっています。

このうち一般会計予算を前年度同期予算と比較しますと、約四億二六〇万の増加となっています。

予算編成の方針として、教育事業、土木事業、民生事業等に重点をおき、年度当初から見込み得る必要経費の年間予算を編成しましたが、これらの財源として、所得水準の向上に伴う区税の増収、財政規模の増大による都からの財政調整交付金の増額等を見込みました。

各款別計上額は別表のとおりですが、これらの内容で新規事業等の主なものを拾い出してみますと一般会計では

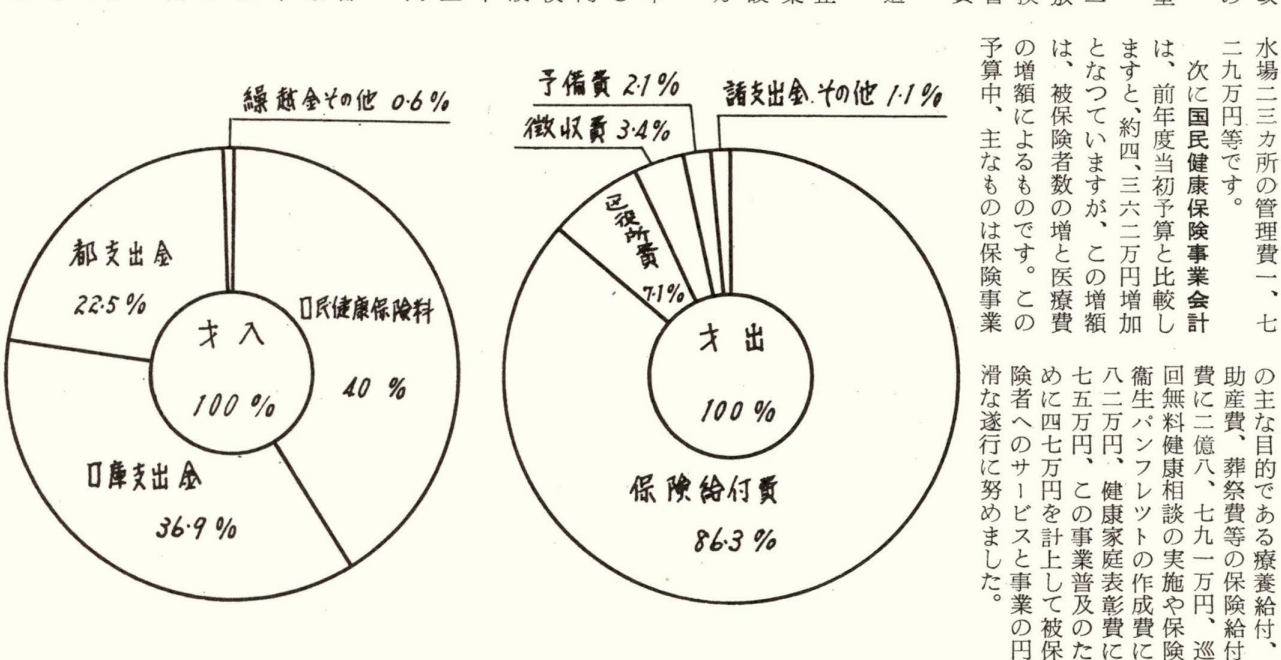
土木費——私道を区道に認定するための分筆登記料等の助成金一〇〇万円、区内主要水路の浚渫工事費三二五万円、大谷田地区のプール建設費八五〇万円、西新井区画整理地区のプール附帯設備費一四〇万円、区画整理組合設立準備助成金一〇〇万円など。



一 般 会 計

歳 入				歳 出			
科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減	科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減
区 税	446,272,844	339,298,964	106,973,880	議 会 費	50,066,640	31,478,200	18,588,440
公営企業及 財産収入	25,882,209	20,792,942	5,089,267	区 役 所 費	335,087,300	265,939,526	69,147,774
使用料及 手数料	25,453,310	22,537,190	2,916,120	土 木 費	189,657,470	106,353,870	83,303,600
国庫支出金	9,507,041	193,580	9,313,461	建築事業費	16,434,250	5,340,800	11,093,450
都 支 出 金	515,560,570	541,181,777	△25,621,207	教 育 費	966,854,432	894,709,037	72,145,395
寄 附 金	400,000	275,000	125,000	民生事業費	29,791,893	9,506,375	20,285,518
繰 入 金	6,000,000	6,000,000	0	国民年金費	106,317,900	0	106,317,900
繰 越 金	19,512,552	2,000,001	17,512,551	産業経済費	30,716,226	25,312,718	5,403,508
雑 収 入	177,934,129	58,154,802	119,779,327	選 挙 費	2,178,850	2,015,098	163,752
財 政 調 整 金	561,020,000	394,500,000	166,520,000	徴 税 費	13,032,463	11,271,749	1,760,714
歳 入 合 計	1,787,542,655	1,384,934,256	402,608,399	産業振興館費	2,935,955	2,893,310	42,645
				体 育 館 費	1,803,290	940,590	862,700
				諸 支 出 金	37,665,986	24,172,983	13,493,003
				予 備 費	5,000,000	5,000,000	0
				歳 出 合 計	1,787,542,655	1,384,934,256	402,608,399

建築事業費——第六出張所改築費一五七万円、宮城地区の図書館建設費六九五万円。
教育費——中学校の特別教室充実費六三〇万円、亀田小、蒲原中のプール附帯設備費二四〇万円、梅島第一小分校敷地整備費、及び梅島公園交換整備費四二五万円、移動図書館「さばう号」の新車購入費三五〇万円。
民生事業費——児童遊園築造費一五〇万円。
 その他、青少年不良化防止及び「カとハエ」の駆除事業助成費二五〇万円、庁舎建設準備費として、一、〇一五万円等があります。



国民健康保険事業会計

歳 入

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減
国民健康保険料	134,360,431	112,063,274	22,297,157
使用料及手数料	153,181	127,981	25,200
国庫支出金	123,844,337	106,857,142	16,987,195
都支出金	75,516,485	72,791,040	2,725,445
繰越金	1,500,000	1	1,499,999
雑収入	326,341	235,538	90,803
歳入合計	335,700,775	292,074,976	43,625,799

歳 出

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増(△)減
区役所費	24,088,661	21,051,571	3,037,090
保険給付費	289,545,173	249,285,143	40,260,030
保健施設費	1,577,000	1,536,010	40,990
徴収費	11,399,410	10,316,330	1,023,080
諸支出金	2,154,740	2,233,741	△ 79,001
予備費	6,995,791	7,652,181	△ 656,390
歳出合計	335,700,775	292,074,976	43,625,799

第十七回婦人学級 開設のお知らせ

会期：六月一日～七月十三日
 毎週月・木一時～四時

資格：第十八出張所管内の一般婦人 定員：百名

申込先：区教育委員会社会教育課・第十八出張所・同出張所管内小中学校

メ切：五月二十日（土）

第二十四回成人学校 開設のお知らせ

会場：区立五中

会期：五月十九日～七月四日
 毎週火・金六時半～八時半の夜間

資格：十八才以上の区民

科目：謄写技術・実用簿記・書道・速記の手ほどき

家庭料理

定員：各科目五十名

申込先：区教育委員会社会教育課・梅島支所・各出張所・区立五中

メ切：五月十三日（土）

（授業料は無料ですが、科目によつて各自負担とすることもあります。）

おとぎハイキング

こども会でおたのしみのおとぎハイキングは六月四日（日）に行なう予定です。

昭和36年度

足立区中小企業夏期融資案内

足立区の中小企業、特に零細企業者の資金難を緩和し、その振興助成を図るため、次の要領により夏期融資を実施します。

- 1 取扱金融機関
足立信用金庫、成和信用金庫、光信用金庫足立支店、東京勧業信用組合足立支店
- 2 融資総額
二四〇〇万円
- 3 借入申込者の資格
(1) 区内に住所及び事業所を有し、引続き一年以上同一事業を営んでいること
- (2) 昭和35年度特別区民税を完納していること。
- (3) 但し、遊興娯楽業、同幹旋業、自由業、金貸業等を除く。
- 4 貸付金の使途
事業運転資金であること
- 5 主な貸付条件
(1) 貸付金額 一件につき二〇万円以内
(2) 貸付期間 5カ月以内
(3) 利率 日歩二銭五厘
(4) 保証人 区内居住者で返済能力のある確実な連帯保証人一名が必要で

区内一斉清掃日

- 足立区新生活運動指導者会議において、提案のありました一斉清掃日は次のように決りましたので、ご協力下さい。
- ①区内一斉清掃日
毎月 国道(十三間道路)以西地域は、第四日曜。
1 ドブ及び道路を掃除して下さい。
2 隣り近所協力して、朝のうち、短い時間で実施して下さい。
3 従来、町会連合会及び青少年問題協議会で毎月第四日曜を清掃日と定めおります。
 - ②以前から一定の日を定めて清掃を行っている地区は特にこの日にこだわらなくて結構です。
 - ③ドブドろは、区土木出張所(四七六九へ、ゴミは、足立清掃事務所(四九一六へ連絡すれば後日とりよめます。
 - ④仕事の区分が違いますので、ドブドろの上にゴミは捨てないようにして下さい。
 - ⑤ゴミ箱はその下をかわかすため一カ月毎に場所を動かして下さい。

新生活運動

- 8 受付期間及び時間
昭和36年5月8日(月)から同月12日(金)までの5日間、毎日午前9時から午後4時まで。
- 9 受付場所及び用紙交付場所
足立区役所経済課商工係
梅島支所庶務課区民係
詳細については足立区役所経済課(二一五一)梅島支所庶務課(三一六八へ)お問合せ下さい。
- 7 貸付日
昭和36年6月1日
- 6 申込手続
融資を受けようとする者は、所定の書類(二通)を区役所又は梅島支所に提出して下さい。

高齢者に敬老金が贈呈されます

- 東京都では昨年と同様、高齢者に敬老金(二〇〇〇円)を贈呈して敬老の意をあらわし、あわせてその福祉の増進をはかることになりました。
- この高齢者とは、毎年一月一日現在、満七十五才以上の方で、都内に引続き三年以上住んでいる方です。
- ①ことし(昭和三十六年度)の敬老金を受けられる資格はつぎのとおりです。
- ②明治一九年一月一日以前に生れた方
- ③昭和三十三年一月一日以前から都民となり住民登録法の適用を受けている方
- ④申出書用紙の交付
五月末日までに地区の民生委員よりお届けします。
- (注)五月末日までに申出書

引揚者給付金の請求は五月十六日までです

引揚者給付金支給法による引揚者遺族給付金の請求期限は昨年から一年延長されましたが、いよいよ、本年五月十六日で請求期間が終了となります。まだ請求していない方は、至急請求して下さい。

受付および問合せ先
区役所民生課(二三三六代)
支所庶務課(三三六代)

都民葬儀券

東京都では生活改善の一つとして、葬儀券を発行しています。

これは元費を省いた標準的葬儀様式ですからご利用下さい。扱いは場所が区役所民生課・支所庶務課。

経費 葬具(三段) 四二五〇円、霊柩車 三〇〇円、火葬料 一四五〇円、計 七〇〇〇円。

④九月一四日までに都外に転出した場合

⑤申出のあと、住所、氏名等変つたことがあつたときは福祉事務所にお知らせ下さい。

⑥敬老金のこととわからないことは近所の民生委員か福祉事務所におたずね下さい。

千住竜田町一〇番地
東京都足立福祉事務所
電話 五九四八

商店経営講習会

とき 5月19日午後1時
ところ 区議会議事堂
演題と講師
「労務対策と経理」
明大講師 宮坂保清氏
「いかにして中小企業経営の困難に打ち勝つか」
早大講師 原 祐三氏

買物状況調査

区立中学二年生の女子生徒が各家庭の買物状況を調査します。

まず調査票を配付しますので協力下さい。

調査期間
5月15日～24日(10日間)
集計期間
5月29日～6月17日(20日間)

電電公社からのお知らせ

本年度は都内の電話を十一万個ふやすことになつていますが、申込みは二十万に近づけて、はやく架設してやるなどと手数料を詐取しているものがありますのでご注意下さい。手続きはカンタンですからご本人直接お申込み下さい。

新設電話一加入の費用は、十六万三百円です。